

◎保管しておいてください。

緊急時の対応マニュアル

～もしもの時のために～

令和8年度版

大津市立小松小学校

〒520-0502

滋賀県大津市南小松1122番地

電話 077-596-0003

FAX 077-596-0004

E-mail komatsu_e@g.otsu.ed.jp

I 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風・暴風雪・大雨など非常変災、その他緊迫事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため下記にあげる非常措置をとります。

1. 台風・大雪等 暴風・暴風雪襲来時における対応

暴風警報等発令時	登校前	・午前7時において大津市北部または大津市北部を含む地域に「 <u>暴風を含む警報</u> 」「 <u>特別警報（警戒レベル5）</u> 」「 <u>危険警報（警戒レベル4）</u> 」が発表されている場合、臨時休業となります。なお、学校から tetoru 配信ができない場合がありますので、テレビやインターネット等で気象情報をご確認ください。
	登校後	・登校後に <u>上記の警報</u> が発令された場合は、通学路の安全、警報下の状況等を総合的に勘案の上、適切な対応をします。 <u>終業時刻を繰り上げて下校させる場合等は、tetoru 配信にてお知らせします。</u> *登校後、台風等の上陸が予想される場合は、 <u>前日に調査用紙を配付</u> しますので、児童の下校措置についてご記入のうえ、当日の朝、 <u>担任に提出してください。</u>
その他	登校前 登校後	・暴風警報等が出ていない場合でも、天気が急変し、強風・大雨等が心配される際は、通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、「自宅待機」や「学校待機」としたり、終業時刻を繰り上げて下校させたりするなど、非常措置をとる場合もあります。その際は、tetoru 配信にてお知らせします。

2. JR の運行の取りやめ・遅延等があった場合の対応

登校前	・事故等で、JR の運行の取りやめ・遅延等があった際、徒歩通学の児童は通常どおり登校します。JR を利用する児童は、状況により、ご家庭の判断で登校させてください。「運行の取りやめ」が長く続くときは、ご家庭での学習をもって「出席扱い」とします。その際、学校からご家庭へ電話等で連絡を取らせていただきます。 *強風等で、JR の運行の取りやめ・遅延等があった際、 <u>通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、徒歩通学児童も含め、「全児童を自宅待機とする」「10 時から登校する(途中で登校する)」等、非常の措置をとります。</u> その際は、tetoru 配信でお知らせします。なお、 <u>「途中で登校する」ことが難しい場合は、「全児童の自宅待機を継続する」という tetoru 配信を行います。</u> 登校ができなかった場合も、ご家庭での学習をもって「出席扱い」とします。ご承知おきください。
登校後	・登校後に JR の運行の取りやめ・遅延等があった場合も、徒歩児童は、通常どおり下校します。 ・登校後に JR の運行の取りやめ・遅延等があった場合、JR を利用する児童の御家庭には、下校措置（何時まで学校で待機するか等）について、「tetoru 配信システム」でお知らせします。 *強風等で、JR の運行の取りやめ・遅延等があった際、 <u>通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、徒歩通学児童も含め、「全児童を学校待機にする」等、非常の措置をとる場合もあります。</u> その際は、tetoru 配信でお知らせします。

3. 大規模地震が発生した場合の対応

登校前	前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が休日の場合は該当時刻）に発生した地震により、大津市内に震度5弱以上を観測した場合は、臨時休業とします。
登校後 震度5 弱以上	児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、保護者に引き渡すまで学校に待機させ、保護します。
登校後 震度4 以下	- その時の状況に応じて、余震に気をつける等の注意をしながら集団下校、または学校待機の措置をとります。保護者に引き渡す場合もあります。 ※原則、下校時刻までは学校待機とします。 - 家庭にいるときで、緊急避難が必要な場合は、安全確保の上、広域避難場所へ避難してください。学校は広域避難場所です。

4. 弾道ミサイル飛来（Jアラート警報システム発報時）に伴う対応

登校前	- 滋賀県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は自宅待機とします。 - その後、始業までに屋内避難が解除された場合、通常どおり登校します。 - 臨時休校する場合は、学校から連絡します。
登校中 登校後	- 登校中または既に登校している児童については、下記の避難行動をとるよう、ご家庭でもご指導ください。 【屋外にいる場合】 ・近くの建物(できるだけ頑丈な建物)の中又は地下に避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。 【屋内にいる場合】 ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

※1～4のいずれの場合も、小松児童クラブへ通う児童については、児童クラブの指導者と連絡を取り対応します。

II 引き渡し方法

1. 大規模地震が発生した場合

- (1) 児童は、余震等を考慮し運動場に待機させます。（クラスごとに整列する。）
- (2) 保護者や家族等、迎えに来られた方は児童の周りに待機してください。引渡し方法については、拡声器等でお伝えします。
- (3) 担任が名前を確認しながら、緊急引き渡しカードにチェックし引き渡しますので、ご協力ください。

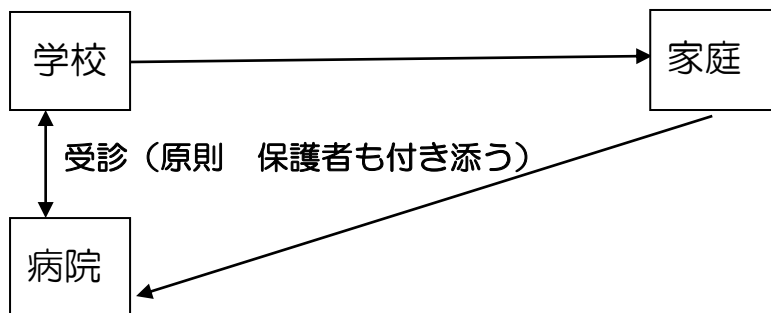
2. 暴風・暴風雪襲来時やJRの運行の取りやめ・遅延等があった場合

- (1) 児童は、各教室に待機させます。
- (2) 保護者や家族等、迎えに来られた方は各教室までお願いします。
- (3) 担任が名前を確認しながら、緊急引き渡しカードにチェックし引き渡しますので、ご協力ください。

*緊急引き渡しカードの同居家族以外の代理人に引き渡すときは必ず学校に連絡してください。原則、緊急引き渡しカードに記載されていない方に引き渡すことはできません。特別な場合、保護者は引き渡しを依頼するだけでなく学校にも必ず連絡してください。ご理解とご協力をお願いします。

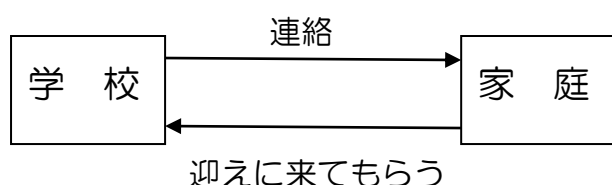
Ⅲ 学校内での児童の負傷・疾病等の対応

1. 受診の必要がある負傷時の対応について



* 家庭と連絡がつかない場合は、校医または最寄りの病院で受診します。
* 下校時の負傷については、学校へお知らせください。

2. 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



※連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等による学校又は学年・学級休業についての対応

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の結果、学校又は学級を一時的に休業（閉鎖）する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

1. 休業期間及びその理由等について、teturu 配信等にてお知らせします。
その際、家庭での対応についても記入しますので、それに従って家庭での指導をお願いします。
2. 休業期間中に、児童の健康観察のため、学校から電話や tetoru 配信での連絡をします。

Ⅴ 不審者が出没した場合の対応

◎児童が帰宅し、不審者等に出会った話を聞いた場合は、次のように対応してください。

1. 児童の被害等の有無を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、下記へ連絡してください。
○緊急を要する場合は110番
○大津北警察署（TEL 573-1234）
○その後学校へ（TEL 596-0003）
2. 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、teturu 配信、文書等にて各家庭に情報を提供します。

Ⅵ 児童が帰宅しないときの対応

1. 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、第一報を学校に連絡してください。その後帰宅した場合も、すぐに学校へ連絡をしてください。
 2. どうしても、児童の居場所が確認できない場合は、状況を判断して関係機関に連絡を取った上、職員も手分けして捜索します。
- * 児童が遊びに出るときは、「外出の5原則」（いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る）を言うてから遊びに行くよう、日頃から家庭でもご指導ください。